

Q & A

新しい入国審査はなぜ始まるの？など、新しい入国審査についての質問にお答えします。

Q．どうして入国審査の時に指紋，顔写真を提供しなければならないのですか？

A．指紋，顔写真という個人識別情報を利用して，別人の旅券を使っている人やテロリスト等の要
注意人物を見つけることが可能となり，テロの未然防止に役立つからです。

Q．両手人差し指の指紋を提供できないときは，どうすればいいのですか？

A．人差し指が欠損していることその他の理由により，提供することが困難である場合には，法務
省令で定める順番により，別の指の指紋の提供を受けることになりますので，その際には入国審査
官に申し出て，その指示に従って下さい。

Q．指紋又は顔写真を提供しなかった場合，どのような措置がとられるのですか？

A．入国審査官は，その外国人が免除対象者であるか否かについて慎重に審査しますが，外国人が
免除対象者でないにも関わらず指紋等の個人識別情報を提供しない場合には，入国は認められず，
日本からの退去が命じられます。

Q．入国審査官に提供した個人識別情報の保護はどのように行われるのですか？

A．提供された個人識別情報（指紋及び顔写真）は重要な個人情報ですので，個人情報保護の基本
法である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に従って適正に取り扱います。また
情報セキュリティの面でも，万全の措置を講ずることとしています。

お問合せ先：法務省入国管理局総務課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL：03-3580-4111，ホームページ：http://www.moj.go.jp/